



看護小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書



有限会社

センターキュア

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 センターキュア
- (2) 法人所在地 千葉県館山市稲436-1
- (3) 電話番号 0470-27-2239
- (4) 代表者氏名 代表取締役 石川 浩美
- (5) 設立年月 平成18年2月1日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 指定看護小規模多機能型居宅介護
平成31年4月1日 1291000220
- (2) 目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせるサービスを提供します。
- (3) 名称 センターキュア看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 所在地 千葉県館山市亀ヶ原751-1
- (5) 電話番号 0470-27-2239
- (6) 所長(管理者) 鶴賀 紀子
- (7) 運営方針 ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成31年4月
- (9) 登録定員 29人
(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
宿泊室(個室)6室、居間、食堂、厨房、浴室、消防設備、その他
※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実地地域 館山市
※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。
- (2) 営業日及び営業時間
営業日：年中無休
営業時間：訪問サービス…随時
通いサービス…9時～17時
宿泊サービス…17時～9時
※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 事業所長（管理者） 常勤 1 人
- (2) 介護支援専門員 非常勤 1 人以上
- (3) 看護・介護職員 通い 15 名に対して常勤換算で 5 人以上
訪問常勤換算で 2 人以上
泊り常勤換算で 1 人以上
- (4) 看護職員 常勤換算で 2.5 人以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して提供する以下の 2 つのサービスがあります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の負担割合の金額になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約書の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

エ 短期利用居宅介護

①当事業所は次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

- ・当事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
- ・利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。
- ・当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。

②短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

③短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

イ 宿泊費

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

1 km 20 円

エ おむつ代 実費

オ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し利用料金と合わせて集金いたします。

①口座引落とし

②銀行振込み （手数料は自己負担となります）

館山信用金庫 本店	有限会社 センターキュア
普通預金 No.1311415	代表取締役 石川 浩美

③集金

④事業所での現金支払

（4）利用の中止、変更、追加

☆ 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて看護・介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

- ☆ 5（１）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5（２）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 （自己負担相当額）の 100%

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

（５）看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

6. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 鶴賀 紀子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～17時

（２）行政機関その他苦情受付機関

館山市・介護保険担当課	所在地	館山市北条 1145-1
	電話番号	0470-22-3489
	受付時間	8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
	電話番号	043-254-7428
	FAX	043-254-0048
	受付時間	9:00～17:00

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8. 協力医療機関

当事業所では、各ご利用者の主治医と連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を設備しています。

<協力医療機関>

北条病院	所在地 館山市北条 1089
	TEL 0470-23-1966

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご利用者も参加しています。

防火管理者：防火管理者は1名以上とする。

<消防用設備>

- ・自動火災報知機
- ・非常通報装置
- ・スプリンクラー
- ・ガス漏れ探知機
- ・非常用照明
- ・誘導灯
- ・消火器

10. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとし）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 4. 身体的拘束等の防止

当事業所は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合はその様態及びご利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ご利用者本人又は従業者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合(切迫性)
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合(非代替性)
- ・身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合(一時性)